

■魚町防潮堤工事の施工ミスに至った原因と経過

- ◆設計業者：変更計画時の図面に誤表記があった
- ◆発注者(県)：行うべきチェックを怠った
- ◆施工業者：図面チェックを怠り旧基準と誤認識した

- 変更要件
- 水準点改定により防潮堤の高さを22cm下げる【③】
 - 利用者意見により岸壁の高さを60cm下げる【④】

- 当初計画
- 防潮堤躯体の高さを3300mmに設定【①】
 - 杭は当初計画どおり施工【②】

- 変更計画（22cm下げる）
- 防潮堤の高さを当初設計より22cm低く設定【③】
 - 岸壁高さを60cm下げたため【④】，基礎底面の高さを62cm下げ【⑤】，躯体の高さを3700mmに設定【⑥】
- ※新基準を使用した図面を作成

ミス発生

- ◎施工ミスの原因
- 設計業者
 - 杭頭高さをT.P.+1.92mと記載すべきをT.P.+1.70mと誤表記した【⑦】（仮成果）
 - 杭の埋込長を1520mmと記載すべきを1300mmと誤表記した【⑧】（仮成果）
 - 新基準を使用した図面であることを表記しなかった
 - 発注者(県)
 - 設計業者からの提供された図面のチェックを怠り，誤った図面を施工業者に提供した
 - 施工業者に対し，新基準を使用した図面である旨や変更点を明確に伝えなかった
 - 施工業者
 - 施工図面のチェックを怠り，誤表記に気づかず旧基準であると誤認識【⑨】した

- 実際の施工（22cm下げていない）
- 旧水準点を基準（旧基準という）にしている図面であると誤認識【⑨】し22cm高い【⑩】防潮堤を造った
 - ・施工済であった杭頭【⑪】から1300mm（誤）【⑧】下がりの，計画より22cm高い【⑫】T.P.+0.40m(旧基準)を基礎底面とした【⑬】
 - ・計画より22cm高い【⑫】基礎底面から立ち上げたため，22cm高い【⑩】防潮堤躯体が完成した
 - ・計画より22cm高い【⑩】状態に起立式ゲートを設置したため防潮堤高は22cm高い【⑭】

施工ミス

■当初計画（旧水準点）

■変更計画（新水準点）
（22cm下げる）

■実際の施工（旧水準点）
（22cm下げていない）

